

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から同年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、B社（現在は、C社）からの出向社員として、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、B社からA社への出向が解除された時期であるが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月末日となっているため、厚生年金保険の記録が1か月欠落している。私は、昭和45年の入社から現在まで、継続して勤務してきたので、年金記録に空白期間が生じることは考えられない。

昭和49年10月にD国から帰国したが、帰国後もA社から給与が支給され、同年12月1日付けでB社E営業所に復帰したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の社会保険事務を受託しているF社が保管する申立人に係る社員原簿には、「49.12.1 G H係」と記載されており、同社は、「申立人は、昭和45年4月1日（入社日）から現在まで継続して勤務している。申立期間中はA社に派遣。」と回答している。

また、A社が保管する申立人に係る社員原簿には、申立人が昭和49年11月29日に出向を解除されたと記載されているが、F社が保管する申立人に係

る「発令通知書送付について」から、B社は、同年12月1日付けで申立人のA社への派遣を解き、B社E営業所への勤務を命ずる旨の通知をA社へ送付したことが確認できる。

さらに、F社が保管する申立人に係る「発令通知書」から、同社は、申立人に対し、昭和49年12月1日付けで「E営業所H係勤務（技能職）を命ずる」旨発令したことが確認できる。

これらのことから、申立人がA社への出向を解除された日は昭和49年12月1日であり、申立期間中は同社に在籍していたと考えるのが妥当である。

加えて、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」旨回答している一方で、F社は、「関係会社に出向している者は、出向先において社会保険資格を取得し、出向先において社会保険料を徴収した。」旨回答している。

また、申立期間に近い昭和49年11月5日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にB社E営業所において資格を取得したことがオンライン記録から確認できる元従業員は、A社が保管する社員原簿では、同年10月31日に同社への出向が解除されたことになっており、F社が保管する社員原簿では、同年11月1日からB社E営業所で勤務したことになっているが、出向を解除された際も厚生年金保険の加入記録が継続していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人が、申立期間前後に、自身と同様に、B社からの出向社員としてA社に勤務し、同様の仕事をしていたとして氏名を挙げる元従業員3人はいずれも、B社からA社への出向が解除された際も、年金記録に空白期間は無く、継続して厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和49年11月30日となっていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

平成21年6月に年金の請求手続をした際、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かり、再度、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和45年4月1日付けで、A社から同社B工場に転勤したが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日となっている。事業主から、同年3月が被保険者月とはならないというような説明は無かったし、同年3月分の給与からは通常どおりに保険料が控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びにA社及び同社総務担当職員の回答から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日を昭和45年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当された場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳になったときから父親が保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、申立期間後の昭和43年4月30日に払い出されていたことが確認できること、申立人は、父親から保険料を遡って納付したと聞いたことは無いとしていること、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、公共職業安定所の紹介でA社に勤務していた。挙式日である昭和 43 年 12 月\*日には既に入社していたと記憶しているが、同社を退職するときに年金手帳を返してもらって、その後に入社したB社(現在は、C社)に提出したことを記憶しているので、A社では厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間②については、B社D支社E営業所で勤務していた。昭和 53 年に同社に入社してから 61 年に退職するまで、F職種として継続して勤務していたので、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「G県H市に所在するA社に勤務した。」と主張しているところ、A社の元事業主は、「勤務期間は不明だが、申立人は勤務していた。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記元事業主は、「会社の書類は残っていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、当該期間当時、A社で厚生年金保険に加入していたことがオンライ

ン記録から確認できる元従業員のうちの二人はいずれも、「時期は分からないが、申立人は途中入社してきた。」と証言しているところ、別の元従業員は、「私は途中入社したが、入社した日と厚生年金保険への加入日が異なっている。会社は、途中入社した従業員を高校卒業後すぐに入社した従業員とは異なり、しばらくの間、厚生年金保険には加入させなかったと思う。」旨証言していることから、途中入社したことがうかがえる申立人が、厚生年金保険の加入対象者となる前に、同社を退社した可能性が否定できない。

さらに、申立人は、「A社を退職したときに、同社から年金手帳を返してもらって、それをB社D支店E営業所に入社する際に提出したと記憶している。」と主張しているが、申立人のB社D支社に係る厚生年金保険被保険者期間を管理する厚生年金手帳番号は、A社を管轄する社会保険事務所(当時)とは別の社会保険事務所で払い出されたことがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人は、「私は、20歳のときから、B社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金に継続して加入し、私の祖父及び夫が保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人は、当該期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことがオンライン記録から確認できるなど、申立人がA社において厚生年金保険に加入していたことはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、「継続して、B社D支店E営業所で勤務していた。」と主張しているところ、C社が保管する申立人に係る「B社の営業職員退職者名簿」(平成15年10月頃作成)には、『入社日19780801』、『退社日19860831』と記載されていることから、申立人は、当該期間中も引き続き同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「申立人の当該期間について確認できる資料は保管していないため、当該期間に係る保険料控除については不明である。」旨回答している上、申立人自身も、給与明細書等、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、C社が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び上記退職者名簿から、申立人が当該期間の前後の期間に加入していた厚生年金保険は、異なる整理番号で被保険者資格を取得しており(昭和53年11月1日資格取得時は整理番号\*番、57年7月1日資格再取得時は整理番号\*番)、当該台帳等に記載されている資格取得日及び整理番号はいずれも、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していること、当該被保険者原票にお

いて、昭和 56 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失時における標準報酬月額が 11 万円、57 年 7 月 1 日の資格再取得時における標準報酬月額は 5 万 2,000 円であり、資格再取得時の標準報酬月額は資格喪失時に比して 12 等級低下していることから、申立人が引き続き B 社に勤務していたことは確認できるものの、何らかの理由により、同社 D 支社は、56 年 4 月 1 日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失させ、57 年 7 月 1 日に被保険者資格を再取得させたことが推認できる。

3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月20日から33年8月21日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、会社から送付された申立期間当時の手紙を保管しており、その手紙には、脱退手当金についての記載があることも承知している。

しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和33年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「A社では、脱退手当金の代理請求を行っていた。」と証言しているところ、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失後、脱退手当金を受給したことが、オンライン記録から確認できる元従業員のうちの二人は、「私は、会社の代理請求により脱退手当金を受け取った。」と証言している。

加えて、A社を退職した後に受け取ったとする申立人宛ての手紙の記載内容から、申立人の脱退手当金についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。